

市町村の首長が先頭に立ち、地域の企業・民間団体等と連携して、各地域における持続可能な脱炭素社会づくりに向けた効果的かつ自発的な行動変容やライフスタイルの選択を促す、通年に渡る活動を支援します。

1. 事業目的

- ・地域の様々な活動主体が連携し、きめ細かな地域単位での取組を促進させることで、持続可能な脱炭素社会づくりに向けた地域住民の積極的かつ自発的な行動・定着につなげ、地域の特色に合った地球温暖化対策を効果的に推進する。
- ・本事業の実施結果等を踏まえ、人々の意識や行動の変容を一層促進し、CO2排出削減に寄与する政策の展開につなげる。

2. 事業内容

- (1) 地方公共団体等と連携したCO2排出削減促進事業（672百万円）
地域の企業・団体や家庭・個人の自発的な地球温暖化対策への取組を促すため、自治体の首長が先頭に立ち、企業・民間団体等と連携して、持続可能な脱炭素社会づくりに向けた効果的かつ自発的な行動変容やライフスタイルの選択を促す取組を展開する事業に対して支援を行う。
- (2) 地域コミュニティを活用した地球温暖化対策啓発事業（170百万円）
地域コミュニティの地域に密着した発信力を最大限活かし、身近な地域における地球温暖化の現状や影響や対策、課題等に関する取材や情報を基に、地域住民の関心を高め、持続可能な脱炭素社会づくりに向けた効果的かつ自発的な行動変容やライフスタイルの選択を促す取組を展開する事業に対して（特に若年層対象・双方向型の番組等は重点的に）支援を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) 間接補助事業（定額（中核市以上は総事業費の3/4の定率））
(2) 間接補助事業（定額）
- 補助対象 (1) 市区町村・民間事業者・団体
(2) 民間事業者・団体
- 実施期間 平成26年度～（地球温暖化対策計画の見直しに合わせて見直し）

4. 事業イメージ

- (1) 地方公共団体等と連携したCO2排出削減促進事業
【補助対象 定額・定率（上限あり）】
環境省→非営利団体
→市区町村・地方公共団体と連携して事業を行う
民間企業・団体等
【実施数】
約1,700自治体に対して100箇所程度、民間企業10箇所程度



- (2) 地域コミュニティを活用した地球温暖化対策啓発事業
【補助対象 定額（上限あり）】
環境省→非営利団体→民間企業等
【実施数】 30箇所程度

